主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人大堀勇の上告理由第一点について。

所論は、被上告人の本件土地明渡請求につき権利濫用をいうが、原審が右は権利 濫用に当らずとした判断は、原判示並びに記録に徴し首肯できるところであり、所 論は、独自の見解にすぎないものであつて採用できない。

<u> 同第二点につい</u>て。

所論は、原判決の憲法違反をいうが、論旨第一点にいう権利濫用の主張を前提と するものと認められるところ、右主張の採用できないことは前示のとおりであるか ら、所論は、前提を欠き採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長	裁判官	池	田		克
	裁判官	河	村	大	助
	裁判官	奥	野	健	_
	裁判官	山	田	作 之	助